

兵庫県公報

令和元年12月16日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例（議会議務局調査課）	1

公布された法令のあらまし

●中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

近年の大規模な災害の発生状況等に鑑み、県として取り組むべき施策の方向性に、中小企業者の災害時の事業継続のための支援に係る規定を加えるため、所要の整備を行うこととした。

条 例

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第23号

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

中小企業の振興に関する条例（平成27年兵庫県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第19条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（中小企業者の災害時の事業継続支援）

第19条 県は、地震、風水害その他の災害時において中小企業者が速やかに復旧復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。